

証券番号 No. 0000-0000-00

保障開始日 200x年mm月dd日

保険の型 日型

契約者 あからく ひさと
明楽 寿人 様 (nnnn年mm月dd日生 男性)
[住所] 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル

被保険者 あからく ひさと
明楽 寿人 様 (nnnn年mm月dd日生 男性)
[住所] 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル

死亡保険金受取人 あからく ひさこ
明楽 寿子 様
[住所] 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル

保険者(会社) アカラックス株式会社 代表取締役 坂本 嘉輝
東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル

契約者と保険者(アカラックス株式会社 以下「会社」といいます)は、
以下の普通保険約款に従って保険契約を締結しました。

明楽寿共済 普通保険約款

この保険は被保険者が死亡したとき定額の死亡保険金を支払い、被保険者が入院したとき入院1日あたり定額の保険金を支払う、生命保険の共済です。

入院保険金の支払日数の限度により、60日型と120日型の2つのタイプがあります。

第1条 (保険金の支払い)

この保険で会社が支払う保険金の名称・支払事由・支払額・受取人は次の表の通りです。

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した時	60日型の場合 100万円	死亡保険金受取人
		120日型の場合 50万円	
入院保険金	60日型の場合 被保険者が保険期間中に病気またはケガのため、5日以上継続して入院した時	60日型の場合 入院日数×1万円 (保険年度ごとに最高60日分まで)	被保険者(死亡保険金を支払う時は、死亡保険金受取人に支払います。)
	120日型の場合 被保険者が保険期間中に病気またはケガのため、1日以上入院した時	120日型の場合 入院日数×5,000円 (保険年度ごとに最高120日分まで)	

入院保険金の支払いは各保険年度ごとに累計で、60日型の場合60日分まで、120日型の場合120日分までとします。

前項の規定にかかわらず、次の場合には保険金を支払いません。

- 死亡保険金
1. 契約後2年以内の被保険者の自殺による死亡の時
 2. 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の時
 3. 被保険者の保障開始日に既に生じていた病気あるいは傷害を原因とする、契約後5年以内の死亡の時
- 入院保険金
4. 被保険者または契約者の故意または重大な過失による入院の時
 5. 保険者の犯罪行為による入院の時
 6. 被保険者の泥酔による事故による入院の時
 7. 被保険者の無資格運転による事故による入院の時
 8. 被保険者の酒気帯び運転による事故による入院の時
 9. 被保険者の保障開始日に既に生じていた病気あるいは傷害を原因とする、契約後5年以内の入院の時

前項の1.または3.に該当して死亡保険金を支払わない場合には、既払込保険料の総額を死亡保険金受取人に支払います。

項の規定にかかわらず、次の場合には保険金を全額支払わず、あるいは一部削減して支払い、あるいは分割して支払います。

- ・ 戦争その他の変乱・テロ
- ・ 地震・噴火・津波により、保険金の支払額が会社の想定する範囲を越えた時

毎年、1月1日から12月末日までの1年間に全ての保険契約に対して会社が支払う保険金の総額は、同じ期間に会社が受け取る保険料収入の総額を限度とし、保険金支払額の総額が保険料収入の総額を上回る場合には、会社の定めるところにより保険金を一部削減して、あるいは分割して繰延て支払います。

保険金の支払事由が発生した場合、その受取人は会社の定めるところにより、保険金の支払いを会社に請求してください。

保険金はその支払事由の発生時から3年以内に支払いを請求する手続きが行なわれない場合、時効によりその支払請求権は消滅します。

第2条 (保障開始日)

契約者は保険契約の申込みをした後、1週間以内に第1回の保険料を会社に払込んで下さい。

第1回の保険料が1週間以内に払込まれ、会社が契約の引受けを決定した場合、契約者が保険契約の申込みをした日を保障開始日とし、会社はその日から保障を開始します。

契約者が保険契約の申込みをしてから1週間を超えて1ヵ月以内に第1回の保険料を払込み、会社が契約の引受けを決定した場合、保険料を払込んだ日を保障開始日とし、会社はその日から保障を開始します。

契約者が保険契約の申込をしてから1ヵ月以内に第1回の保険料を払い込まなかった場合、その保険契約の申込みは無効とします。契約者は改めて保険契約の申込みの手続きをして下さい。

第3条 (保険期間・保険年度)

この保険の保険期間は、保障開始日からその直後の被保険者の生年月日の応当月(保障開始日の月が被保険者の生年月日の応当月の場合はその月)の末日までとします。この期間を【第1保険年度】とします。

保険期間の末日までに被保険者が死亡せず、また契約が解約されたり失効したりしない場合、契約は自動的に1年間更新され、保険期間は1年延長されるも

のとします。この延長される期間をそれぞれ【第2保険年度】・【第3保険年度】・・・とします。

の規定にかかわらず、被保険者が満80歳になる生年月日の応当月の末日以降契約は更新されず、保険期間は終了するものとします。

被保険者が死亡した場合、保険期間は終了します。

契約者が契約を解約した場合、その保険年度の末日で保険期間は終了します。

第4条 (保険料の払込み)

契約者は契約申込みの際に、第1保険年度に対する保険料と第2保険年度に対する保険料を合わせて払込んで下さい。これを第1回保険料とします。

契約者は契約が継続している限り、第2保険年度以降の各保険年度の最終月に、次の保険年度に対する保険料を払込んで下さい。これを第2回保険料・第3回保険料・・・とします。

の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の支払いには2ヵ月の猶予期間があります。保険料が払込まれないまま次の保険年度が始まってしまつて2ヵ月が経過した時は、3ヵ月目の初日に契約は失効し、保障はなくなります。

猶予期間中に保険金の支払い事由が発生し保険金を支払うことになった場合、会社は支払う保険金から未払いの保険料を差引き、保険料の払込みに充当します。

第2回以降の保険料について、払込まれた保険料に対応する保険年度が開始する前に保険期間が終了した場合には、会社はその保険料を死亡保険金が支払われる場合には死亡保険金受取人に、それ以外の場合は契約者に支払います。

第5条 (被保険者の年齢)

第2保険年度以降の保険年度における被保険者の年齢は、その保険年度の直前の被保険者の誕生日における被保険者の満年齢とします。

第1保険年度における被保険者の年齢は、第2保険年度における被保険者の年齢より1歳若い年齢とします。

第6条 (保険料額の計算)

第2保険年度以降の保険年度に対する保険料は、被保険者の性別・その保険年度における年齢・保険契約の型により、別表1のとおりとします。

第 1 保険年度に対する保険料は、被保険者の性別・その保険年度における年齢・保険契約の型により、別表 1 に定める保険料額に、保障開始日から第 1 保険年度の末日までの月数 (端数日数は切り捨てる) を掛け、12 で割った額 (100 円未満の端数は四捨五入する) とします。

別表 1 の保険料は、将来的にこの共済の収支状況により変更する場合があります。この場合会社は契約者に通知し、変更時以後の保険料払込みに対して新しい保険料表を適用します。

第 7 条 (解約)

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。

契約が解約されても解約返戻金はありません。

契約が解約されても保険料の払込まれている保険年度に残期間がある場合、その期間の終了まで会社は保障を継続します。その期間終了後、契約は消滅します。

第 8 条 (詐欺による無効)

保険契約者または被保険者の詐欺により契約が申込みされた時は契約は無効とし、会社に払込まれた保険料は払い戻しません。

第 9 条 (告知義務)

契約者および被保険者は契約申込みの際、会社の定めるところにより、契約者および被保険者に関する告知をして下さい。

前項の告知に際し、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、事実でないことを告げた場合、会社は契約を解除することができます。

前項の規定により契約が解除されたとき、解約返戻金はありません。

第 10 条 (重大事由による解除)

保険契約者・被保険者または死亡保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした時 (未遂の場合を含みます)、会社は契約を解除することができます。

前項の規定により契約が解除されたとき、解約返戻金はありません。

第 11 条 (契約者・死亡保険金受取人の変更)

契約者・死亡保険金受取人の変更は、会社の定めるところによります。

被保険者を変更することはできません。

第 12 条 (年齢・性別の誤りの処理)

被保険者の生年月日・性別に誤りがあって保険料・保険期間・保険年度が誤っていた場合には、会社の定めるところによって処理します。

第 13 条 (契約者配当)

会社は保有する保険契約から利益が生じた場合、その一部を契約者に【契約者配当】として還元します。

契約者配当の額の計算方法および個々の契約に対する割当て・還元方法は、会社の定めるところによります。

付録

別表 1 保険料表

(別表1)

明楽寿共済 (年払)保険料表

(単位:円)

60日型 (死亡保険金100万円) (入院保険金日額1万円)			120日型 (死亡保険金 50万円) (入院保険金日額5千円)		
年齢 (歳)	男性	女性	年齢 (歳)	男性	女性
15	14,600	14,200	15	11,500	11,300
16	15,000	15,000	16	11,700	11,800
17	15,400	15,700	17	11,900	12,300
18	16,400	16,700	18	12,600	12,800
19	17,300	17,600	19	13,200	13,300
20	18,200	18,500	20	13,800	13,800
21	19,000	19,500	21	14,400	14,300
22	19,800	20,400	22	15,000	14,800
23	20,000	22,200	23	15,100	15,900
24	20,000	23,900	24	15,100	16,900
25	20,100	25,700	25	15,100	17,900
26	20,100	27,400	26	15,100	18,900
27	20,200	29,200	27	15,100	20,000
28	20,400	29,200	28	15,300	19,900
29	20,700	29,100	29	15,400	19,900
30	21,000	29,100	30	15,700	19,800
31	21,300	29,100	31	15,900	19,800
32	21,700	29,100	32	16,100	19,700
33	22,500	28,000	33	16,600	19,200
34	23,300	26,900	34	17,100	18,600
35	24,100	25,900	35	17,600	18,100
36	25,000	24,800	36	18,200	17,600
37	25,900	23,700	37	18,700	17,000
38	26,400	23,600	38	19,000	17,000
39	26,800	23,400	39	19,300	16,900
40	27,300	23,300	40	19,500	16,900
41	27,700	23,200	41	19,800	16,800
42	28,200	23,100	42	20,100	16,800
43	29,800	24,000	43	21,000	17,300
44	31,400	24,800	44	22,000	17,800
45	33,000	25,700	45	23,000	18,200
46	34,700	26,600	46	24,000	18,700
47	36,500	27,500	47	25,100	19,200
48	37,400	28,900	48	25,600	20,100
49	38,500	30,400	49	26,100	21,100
50	39,600	31,900	50	26,700	22,100

60日型 (死亡保険金100万円) (入院保険金日額1万円)			120日型 (死亡保険金 50万円) (入院保険金日額5千円)		
年齢 (歳)	男性	女性	年齢 (歳)	男性	女性
51	40,700	33,400	51	27,300	23,000
52	41,900	34,900	52	27,900	24,000
53	44,800	36,200	53	29,700	24,800
54	47,800	37,500	54	31,500	25,600
55	50,800	38,700	55	33,300	26,400
56	53,800	39,900	56	35,100	27,100
57	56,900	41,300	57	37,000	28,000
58	60,800	43,600	58	39,300	29,400
59	64,700	46,000	59	41,600	30,900
60	68,700	48,400	60	44,000	32,400
61	72,900	50,900	61	46,500	34,000
62	77,300	53,600	62	49,100	35,600
63	83,000	57,900	63	52,400	38,100
64	88,900	62,300	64	55,700	40,600
65	94,900	66,600	65	59,100	43,100
66	101,000	71,100	66	62,600	45,700
67	107,200	75,700	67	66,100	48,300
68	112,900	81,000	68	69,400	51,600
69	118,700	86,500	69	72,700	54,900
70	124,700	92,100	70	76,100	58,300
71	130,900	97,800	71	79,600	61,800
72	137,400	103,800	72	83,200	65,300
73	147,400	107,700	73	89,200	67,600
74	157,800	111,900	74	95,300	70,100
75	168,700	116,500	75	101,700	72,800
76	179,900	121,500	76	108,300	75,600
77	191,900	127,100	77	115,200	78,700
78	205,900	141,000	78	123,300	87,600
79	220,900	155,500	79	131,900	96,600
80	236,600	170,500	80	140,900	106,000